

### 設置認可を予定している施設の概要 1

No	区 分	内 容	
1	意見聴取の内容	幼保連携型認定こども園の設置認可（保育所からの移行）	
2	施設の名 称	（仮）長井こども園（現 長井保育園）	
3	所 在 地	横須賀市長井5-9-5	
4	設 置 者	社会福祉法人横須賀市社会事業協会 会長 加藤 達男	
5	開 設 予 定 日	令和4年4月1日	
6	設 置 認 可 に 至 る ま で の 経 緯 の 概 要 等	現在、園舎の老朽化に伴い、敷地内に新園舎を建築中であり、11月中には完成予定である。その後、既存園舎を解体し、その跡地を園庭として整備し、本年度末までには全ての工事が完了する予定である。 来年度から新たに1号認定子どもを受け入れ、幼保連携型認定こども園に移行する。この移行に伴い、保育所は廃止する。	
7	施設 の 概 要	敷地面積	1593.45㎡（自己所有地＋一部借地）
		建築面積	290.77㎡
		延床面積	724.94㎡
		構造・階数	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階建て
8	令和4年度定員	100人（現在の認可・利用定員 90人）	
9	子どもの内訳 及び学級数	【1号4人(0)】満3才1人(0)、3才児1人(0)、4才1人(0)、5才1人(0) 【2号57人(58)】3才19人(18)、4才19人(20)、5才19人(20) 【3号39人(32)】0才7人(5)、1才15人(11)、2才17(16)人 ※( )内の人数は現在の定員数 【学級数】3学級【3才児1学級、4才児1学級、5才児1学級】	
10	職 員	【配置基準上、保育教諭は常勤換算で14人(12)以上】 園長1人(1)、副園長1人(0)、主幹保育教諭1人(1)、保育教諭19人(17)、 調理員3人(3)、用務員1人(1)、学校医1人(1)、学校歯科医1人(1)、 学校薬剤師1人(0)【合計29人(25)】 ※( )内の人数は現在の人数。 ※主幹保育教諭及び保育教諭は常勤換算後の人数	
11	設 備 等	乳児室（ほふく室）2、保育室4、多目的ホール（会議室）1、職員室兼保健室1、調理室1、職員休憩室2、便所（園児用4・職員用5）、調乳室1、 沐浴室1、子育て支援相談室1、駐車場3台 等 【園庭】695.24㎡（必要園庭面積456.1㎡）	
12	子育て支援事業	別紙「子育て支援事業実施調書」の2事業を実施予定	
13	資 産 の 状 況	総資産額約12億3100万円（令和3年3月31日現在）	
14	そ の 他	・保育所は廃止	

### 設置者や現在運営している施設等の沿革

- (昭和 22. 10) 横須賀市社会事業協会設立（生活困窮者や失業者への援護等を目的）
- (昭和 24. 4) 「長井保育園」定員 65 名で開設
- (昭和 25. 1) 「財団法人横須賀市民生事業協会」に名称変更
- (昭和 27. 5) 「財団法人横須賀市民生事業協会」を廃止し、「社会福祉法人横須賀市社会事業協会」発足
- (昭和 41. 9) 園舎を改築し、定員を 65 名から 90 名に変更
- (平成 7. 4) 乳児室拡充のため増築

### 移行することに至った動機及び移行後の抱負等

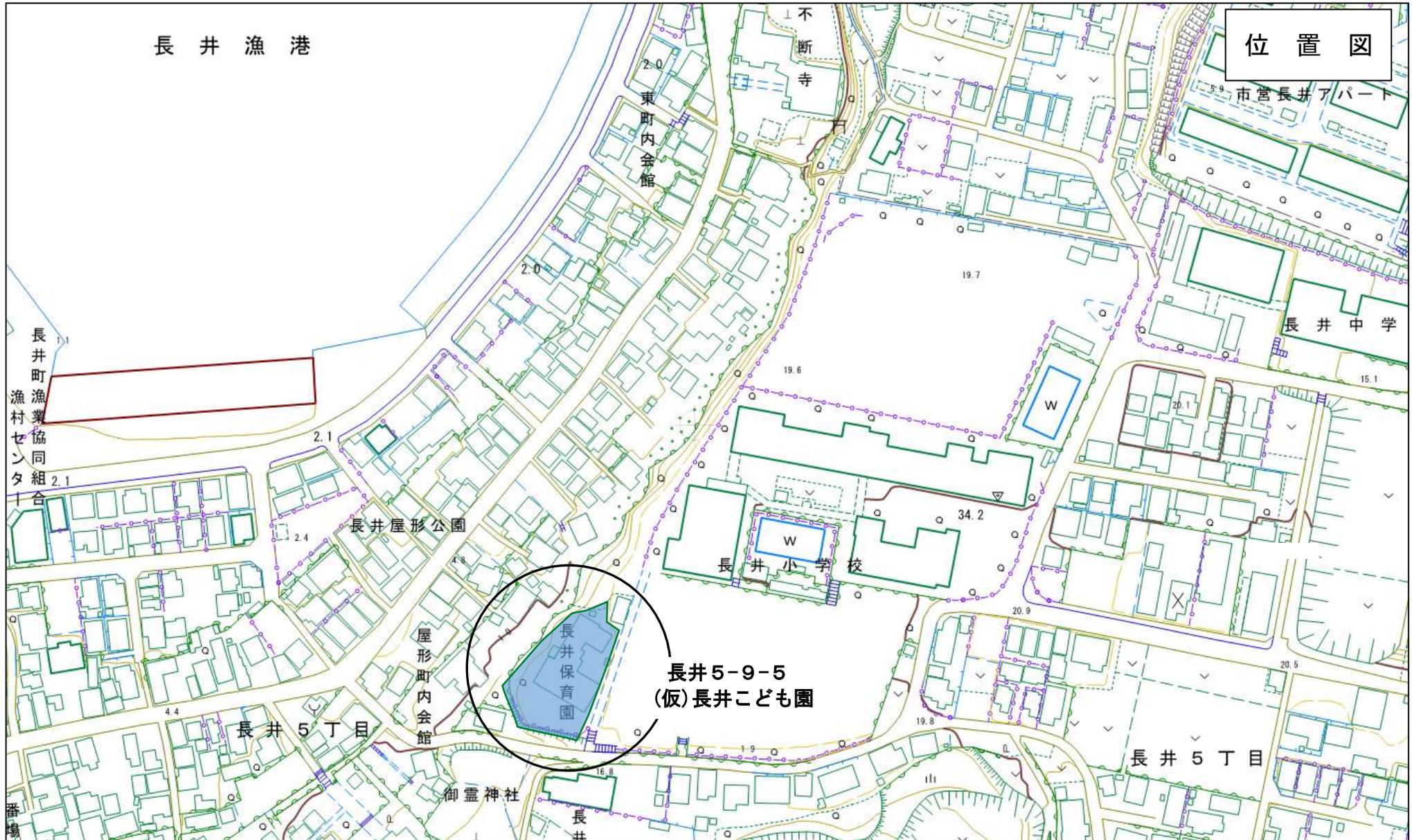
保護者の就労環境が変化し、保育の必要性の事由がなくなった時でも、退園することなく通いなれた園で継続して、教育・保育が受けられるようにとの思いから幼保連携型認定こども園に移行することとしました。

現在、当園は地域の子どもと保護者の方が安全に戸外遊びができるよう、保育時間の中で園庭を開放しています。移行後も、子育て支援事業として地域の親子への遊び場の提供及び育児支援を継続していきます。

また、小学校との連携を図り、幼児期の終わりまでに育てほしい姿となるよう、教育・保育を提供していきたいと考えています。

長井漁港

位置図



## 子育て支援事業実施調書

### 事業内容

事業番号	事業名	内容（目的，対象，実施回数など）
①	地域ふれあい事業	地域の親子に交流する場を提供する中で、養育に関する相談に応じ情報提供や援助を行う（週1回 月4回程度）
④	機関連絡調整事業	地域の子どもの養育に関する援助を希望する保護者に当該援助をする者との連絡および調整を行う（随時）

下記の①～⑤の事業のうち2つ以上の子育て支援事業を行っていただくようお願いいたします。ただし、④については必須事業となります。従って、④を含めて2つ以上の事業について記載してください。

※「事業番号」欄には以下の番号を記入してください。

①地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及びその助言その他必要な援助を行う事業

②地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業

③保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業

④地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業

⑤地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

※根拠：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）第2条第12項及び同法施行規則第2条